

過料に関する弁護団長談話

- 1 本日、東京高等裁判所は、統一教会の代表役員である田中富廣会長を過料10万円に処した東京地方裁判所の本年3月26日付け決定に対する統一教会側の抗告を棄却し、同決定は確定しました。

本日の決定は、原審に引き続き、宗教法人法第81条1項1号の解散事由の中に民法の不法行為も含まれることを前提に、統一教会が回答を拒否する正当な理由も認められないと判断したものであり、適切かつ妥当な結論といえます。

過料事件の争点は、現在、東京地方裁判所で審理が行われている解散命令請求事件の争点ともほとんど重複することから、本日の決定は解散命令請求事件にも強く影響するものといえます。昨年10月13日の文部科学大臣による解散命令請求からまもなく1年となりますが、裁判所におかれては、速やかに審理を進めていただき、早期に解散命令を発令していただくようあらためて強くお願いいたします。

- 2 当弁護団は、昨年2月22日以降、統一教会に対して8次にわたり集団交渉の申し入れを行い損害賠償を求めてきました。しかし、統一教会がこれまで確定した司法判断すらも無視しいたずらに事実・評価を争うなどしてこれに対して誠実に対応しなかったことから、本日の第3次集団調停申立てに至るまで、その大部分が東京地方裁判所での調停手続に移行しています。ところが、統一教会は、この調停手続においても相変わらず不誠実な対応を続けています。

統一教会に対しては、本年7月11日の最高裁判決および本日の決定において示された司法判断を真摯に受け止め、自らが生み出した被害を認め、被害者に対する賠償に速やかに応じるようあらためて強く求めます。

- 3 当弁護団は、解散命令請求事件の行方を注視するとともに、一刻も早く全ての被害者が救済されるように引き続き努力していく所存です。

2024（令和6）年8月27日

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団

弁護団長 弁護士 村越 進